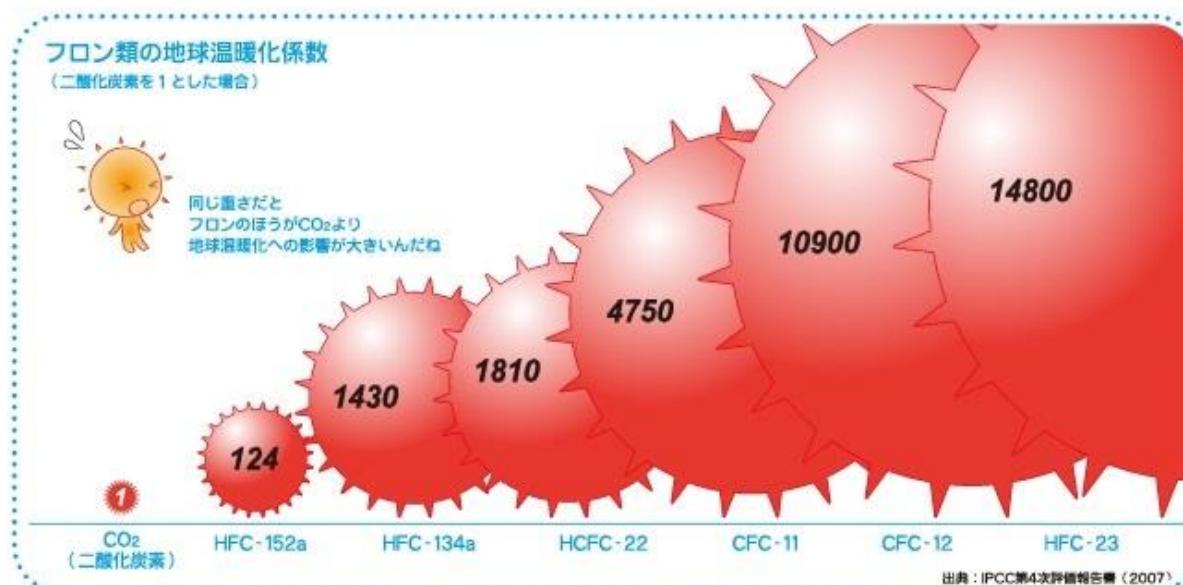

フロン排出抑制法講習 (建設・解体工事業者向け)

埼玉県環境部大気環境課



フロン類について

- フロン類は、冷凍空調機器の冷媒等で広く使用されている化学物質です。
化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を持っており、エアコンや冷凍冷蔵庫などの冷媒として使用されています。
- 化学的には、炭素とフッ素の化合物、フルオロカーボンの総称です。塩素や水素を組み合わせたCFC（クロロフルオロカーボン）やHFC（ハイドロフルオロカーボン）など、様々な種類があります。
- フロン類は非常に強力な温室効果能力を持っています。



法律の対象機器 = 「第一種特定製品」とは

○「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。

○「業務用」とは、製造メーカーが**業務用として製造・輸入している機器**です。
メーカーが業務用として製造した機器でも、家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。



※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

カーエアコン



家庭用として製造された製品



冷媒がフロン類でない製品

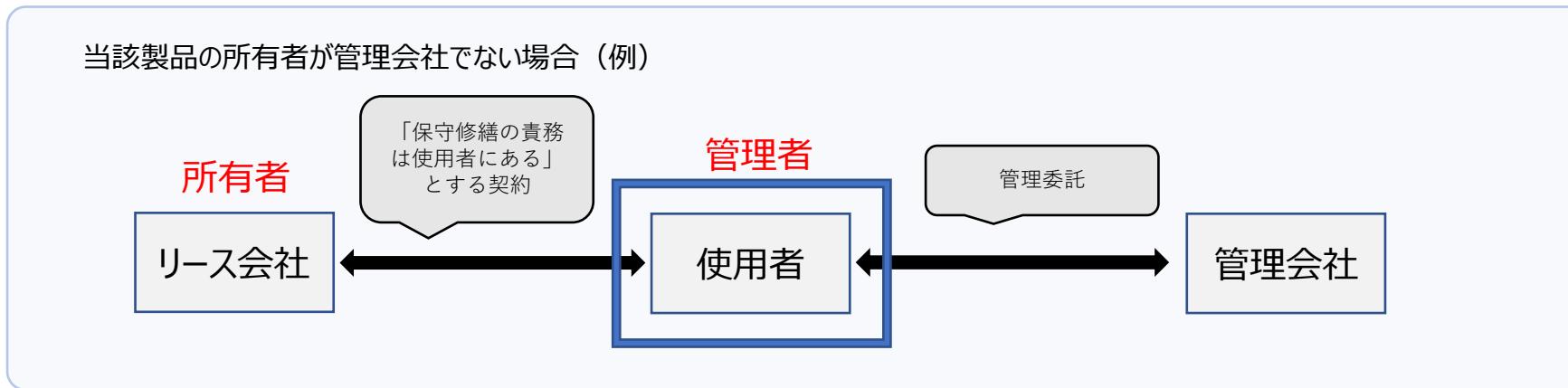


出典：
環境省資料



第一種特定製品の管理者と充填回収業者とは

- 原則として、**第一種特定製品の所有者が管理者となります。**
例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている。
リース契約等の場合は、その契約相手方が管理者となります。



- 廃棄等実施者は**廃棄等を行おうとする者**で、原則として管理者が該当します。
自ら又は他の者に委託して**第一種フロン類充填回収業者**に、フロン類を引き渡さなければなりません。
※ 廃棄物処理法の排出事業者との違いに注意
- 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備や廃棄時に、フロン類を充填または回収するにあたり、**都道府県知事の登録を受けた者**です。



特定解体工事元請業者とその責務

○ 特定解体工事元請業者

建物等の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から、**直接解体工事を請け負う建設・解体工事業者**のこと。

○ 特定解体工事元請業者の責務

①第一種特定製品の事前確認

建設・解体工事業者は、解体する建物において第一種特定製品の有無を**事前確認**し、その結果を**書面**で発注者に説明してください。**その書面の写しを3年間保存。**

②フロン類の回収の依頼

フロン類の回収を**充填回収業者**に依頼してください。

（※工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した（委託確認書の交付を受けた）場合）

③機器の引渡し

フロン類が回収されたことを確認し、**廃棄物・リサイクル業者**に機器を引渡してください。

※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない場合、その機器の引き取りは拒否されます！



①第一種特定製品の事前確認

- 建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らか**である場合を除き、必ず第一種特定製品があるかを**事前に確認します。***
- ⇒ 確認した結果は、**書面で**発注者に説明する必要があります。
書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要があります。
- * 機器が無かった場合も、その結果を書面で報告します。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書
交付年月日： 年 月 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所

責任者氏名：
電話番号：
印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建物等における第一種特定製品の設置の有無の確認について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称_____

解体工事の場所_____

第一種特定製品（フロンを使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無
あり なし

フロント回収込み	フロン粉末回収	当月初から設置なし
エアコンディショナー	エアコンディショナー	撤去済み
台	台	家庭用機器のみ
冷蔵機器及び冷凍機器	冷蔵機器及び冷凍機器	家庭用エアコン等の家庭用タイプ
台	台	家庭用エアコン等の家庭用タイプ

以下、発注者と受注者で點線の上に記入
（記入欄）
フロン類の回収等の取扱いに関する取扱説明書
の発行と受注者の実施
・受注者が実施
・フロン類回収後引取貯蔵等の手続
の実施
・受注者が実施
・フロン類回収等の手續
の実施
・受注者が実施
・フロン類の回収に係る費用
の負担
（記入欄）
（注意事項）
・本確認書は必ず手書きで記入して、捺印してお書きください。
・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄を行った者（未注）が該当する場合は、
・廃棄物処理業者に対して第一種特定製品の引取りりを依頼する場合には、引取証書の写しの交付が必要です。受注者をして廃棄物処理業者へフロン類回収込みの廃棄品を引き渡す場合は、引取証書の写しを受注者に提出して下さい。場合には、第一種特定製品の処分を行うことができます。工事の工程及び費用に影響をおぼすおそれがあります。

事前確認書（例）

（出典）日本冷媒・環境保全機構

記入事項

- ・書面の交付年月日
- ・特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- ・特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ・特定解体工事の名称及び場所
- ・第一種特定製品の設置の有無の確認結果



②フロン類の回収の依頼（フロン類が未回収の場合）

- 特定工事元請業者が、発注者からフロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法があります。

A) 特定工事元請業者が自らフロン類の回収を委託する

- 工事の発注者から**委託確認書**を受け取り、フロン類の回収を**充填回収業者に委託**してください。
- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、**3年間保存**します。
廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、**引取証明書の写し**を渡します。

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼する

- 工事の**発注者**に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を**充填回収業者に委託**するよう伝えてください。
- その後はAと同様、工事発注者から**引取証明書の写し**をもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡します。



③機器の引渡し

- 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す、「**引取証明書**」の写しをもらってください。
- 廃棄物・リサイクル業者に**引取証明書の写し**を添えて機器を引き渡します。

※引取証明書の写しがないと、
廃棄する機器の取り扱いを拒否されます！

F 票		引取証明書(写) 汎用版(主に再委託用)		充場回収業者が保存	
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記に印を記入)		機器番号		支付の年月日 年 月 日	
廻査する機器 の所有者等 <small>(第一種特定製品 所有者等の記入欄)</small>		上記の住所		電話	
担当者 部署名		氏名		FAX	
廻査する機器がある 施設名(部屋名)		上記の住所		建物解体(含修繕・機器等)の有無(下記既に印)	
エアコンディショナー		台 冷蔵機器及び冷凍機器 台		解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし	
フロン類の引渡し先(右記記入欄に印)		<input type="checkbox"/> 第一種フロン類回収業者に直接依頼する <input type="checkbox"/> 第一種フロン類回収業者に再委託する		印を(1)に印を記入する (2)に印を記入する	
取次者 (1) <small>(第一種フロン類 引渡受取者)</small>		上記の住所		回付の年月日 年 月 日	
担当者 部署名		氏名		電話	
下記の者にフロン類を引渡します。(引渡し先に印を記入)		<input type="checkbox"/> 取次者(2) <input type="checkbox"/> 第一種フロン類回収業者に再委託することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 第一種フロン類回収業者の名前又は名称		承諾の年月日 年 月 日	
取次者 (2) <small>(第一種フロン類 引渡受取者)</small>		上記の住所		回付の年月日 年 月 日	
担当者 部署名		氏名		電話	
下記の者にフロン類を引渡します。(引渡し先に印を記入)		<input type="checkbox"/> 取次者(3) →(右記「備考用」を使用して下さい。)		□ 第一種フロン類回収業者	
第一種 フロン類 充場回収業者		登録番号		登録料(引け 料)支 拂 付 了した年月日 年 月 日 引取証明書 支付の年月日 年 月 日	
第一種 特定製品の種類 <small>回収業者等</small>		CFC HCFC HFC 計		管理番号	
エアコンディショナー		台 kg	台 kg	台 kg	台 kg
冷蔵機器及び冷凍機器		台 kg	台 kg	台 kg	台 kg
計		台 kg	台 kg	台 kg	台 kg
該機に記載されているもの(重量 kgを記入して下さい)		台 kg	台 kg	台 kg	台 kg
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因		台	要因:		
回収したフロン類の処理方法等					
フロン類の引渡し先等 (該当する欄に印を記入)		CFC	HCFC	HFC	左記の 登録番号 容器識別番号 フロン類再生・凍結 管理票の登録番号
1:破壊業者 (※1)	1 2 3 4 5 kg	kg	kg	R	
2:再生業者 (※1)	1 2 3 4 5 kg	kg	kg	R	
3:自ら再生 (※2)	1 2 3 4 5 kg	kg	kg	R	
4:(施行規則) 第49条第1号に 規定する者(※3)	1 2 3 4 5 kg	kg	kg	R	
5:保管	1 2 3 4 5 kg	kg	kg	R	
※1:記入の1:破壊業者、2:再生業者、未選択:別途「フロン類再生・凍結管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX番の登録番号を必ず記入する。 ※2:平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「台と両立」「自ら再生」と読み替えます。 ※3:平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「(施行規則)第49条第1号に規定する者」「各令7条による業者」と読み替えます。					
引渡し先 (※4)					
右記の内、該当する記入欄の印を記入して下さい (平成27年3月31日までの書式を使用する場合は、印を記入して下さい)		1: 破壊業者 2: 再生業者 3: 自ら再生したフロン類の元持先 4: 法46条1の例外による業者			
新設会員 許可・認定番号		住所			
電話		自ら再生した場合の 再生した年月日 (※5)		年 月 日 フロン類引渡し又は 充場を終了した年月日 年 月 日	
FAX					
※4:引渡し先が複数ある場合は、F 票を複数して使用する。 ※5:引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。					
発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)					

引取証明書（例）
(出典) 日本冷媒・環境保全機構



罰則規定（特定解体工事元請業者）

- 責務を果たさずフロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。
- 工事元請業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象。

事案概要

- 八王子市の解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどして、建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員計3人と、法人としての両者をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月に東京地方検察庁立川支部へ書類送致

違反内容

(1) 自動車販売会社

- フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

- エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

出典：
環境省資料

フロン排出抑制法について

- 埼玉県 フロン排出抑制法について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kaishuu.html>

- 環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 経済産業省 フロン排出抑制法の概要

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html

～ 本講義に関する問い合わせ先 ～

埼玉県大気環境課 規制・化学物質担当 (TEL : 048-830-3058)

